明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行期日を定める政令（二八〇）　二

○株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行令（二八一）　二

○株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二八二）　二

〔省　令〕

○株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行規則（**農林水産**五八）　三

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**七〇）　四

○除籍の一部が滅失した件（**法務**四九四）　四

○保安林の指定をする件（**農林水産**二四七四～二四八一）　四

○保安林の指定を解除する件（**同**二四八二～二四八七）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二四八八～二四九二）　五

○電気事業法第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づく登録安全管理審査機関の登録の更新をした件（**経済産業**二六一）　六

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一三三八、一三三九）　六

○地すべり防止区域を指定する件（**同**一三四〇）　七

○地すべり防止区域を追加指定する件（**同**一三四一）　七

〔人事異動〕

内閣　会計検査院　最高裁判所　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項

文部科学省防災業務計画の修正要旨の公表について（文部科学省）　八

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示二、茨城同五、栃木同四、群馬同二～五、山梨同二、三、長野同二～四、滋賀同三～七、和歌山同三、島根同四、岡山同四～六、佐賀同三）　八

最低賃金の決定及び廃止決定に関する公示（滋賀同二）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他　一〇三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行期日を定める政令（政令第二八〇号）（農林水産省）

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二四年法律第八三号）の施行期日は、平成二四年一二月三日とすることとした。

◇株式会社農林漁業成長産業化支援機構法施行令（政令第二八一号）（農林水産省）

1　株式会社農林漁業成長産業化支援機構の借入金及び社債発行の限度額を得るために当該機構の資本金及び準備金の額の合計額に乗じる倍数は、三とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二四年法律第八三号）の施行の日（平成二四年一二月三日）から施行することとした。

◇株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二八二号）（農林水産省）

1　関係政令の整備

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二四年法律第八三号。以下「法」という。）の施行に伴い、次に掲げる政令の規定において、株式会社農林漁業成長産業化支援機構を追加することとした。（第一条～第六条関係）

㈠　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第九条の二

㈡　自衛隊法施行令（昭和二九年政令第一七九号）別表第一〇

㈢　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）第四三条第一項

㈣　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）第三九条第五号